

2018年度 給付奨学生募集要項

公益財団法人日本教育公務員弘済会千葉支部

1. 奨学生の資格について

千葉県内の高等学校等に在学し、学資金の支払が特に困難な生徒かつ、在学校の学校長より給付奨学生として推薦された生徒とします。

2. 給付金額について

5万円(生徒1名に対して)

3. 募集期間について

2018年5月1日～7月末日まで

4. 提出書類について

(1)「給付奨学生申請書」

(2)「高等学校等給付奨学生推薦書」

(3)親権者の所得に関する証明書(前年分)の写し(※1)

(※1)例:源泉徴収票・所得証明書・納税証明書・納税証明書等で“所得や収入”に関する情報が記載されている書類
時期によっては、前々年分書類しか取得できない場合がありますので、取得日時現在で取得できる書類をご提出ください。

5. 選考等について

当支部の選考委員会(毎年9月中に開催)の選考を経て、理事長が決定します。なお結果は、当支部より在學校を通じて生徒本人へお知らせいたします。

6. 給付の方法について

奨学金は親権者名義(原則)の希望する金融機関口座へ振込いたします。送金日やその他事務連絡は、当支部より在學校を通じてお知らせいたします。

7. 奨学金の返還について

奨学生が次の事項のいずれかに該当したときは、直ちに奨学金の全額を返還していただきます。

- ・奨学金をその目的以外に使用したとき。
- ・虚偽の申請やその他不正な手段によって、給付を受けたことが判明したとき。
- ・その他、奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

8. その他

ご不明な点や、特別な事情により書類が準備できない場合等ございましたら、以下へご相談ください。

☆ 書類提出先・お問い合わせ ☆

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 千葉支部

〒260-0013 千葉市中央区中央 4-13-10 教育会館新館 7階

貸与奨学金担当 TEL : 0120-10-8851